



新潟県公報

平成25年
3月29日(金)
号外
第36号

目次

規 則

○新潟県医療法施行細則の一部改正	1
○新潟県医師研修資金等貸与条例施行規則の一部改正	23

規 則

新潟県規則第二十一号

新潟県医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

新潟県知事 福田 富一

新潟県医療法施行細則の一部を改正する規則

新潟県医療法施行細則（昭和五十一年新潟県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第二号中「一部」を「二部」に改め、同表第四号の二及び第八号中「二部」を「一部」に改め、同表第十号中「一部」を「二部」に改め、同表第十一号中「第八条の二第二項」を「第八条の二第二項前段」に改め、同表第十二号中「第八条の二第二項」を「第八条の二第二項後段」に改め、同表第十三号中「失そう届」を「失踪届」に改め、同表第十七号中「一部」を「二部」に改め、同表第二十号中「二部」を「一部」に改め、同表第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 規則第二十五条の二の規定による診療用粒子線照射装置備付届	第二十二号の様式	一部
------------------------------------	----------	----

第二条の表第二十五号中「備付届」を「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届」に改め、同表第二十六号中「翌年使用予定届」を「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用予定届」に改め、同表第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 規則第二十九条第二項の規定による診療用粒子線照射装置に関する変更届	第二十八号の様式	一部
---	----------	----

第二条の表第三十一号中「に関する」を「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する」に改め、同表第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 規則第二十九条第一項の規定による診療用粒子線照射装置廃止届	第三十三号の様式	一部
-------------------------------------	----------	----

第二条の表第三十六号中「廃止届」を「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止届」に改め、同表第三十七号中「廃止後」を「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後」に改め、同表第三十九号の二、第四十二号、第四十六号、第四十六号の二、第四十八号及び第四十九号中「一部」を「二部」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の表第四号の二から第七号の二まで、第十一号から第十三号まで及び第二十一号から第三十七号までに掲げる事項に関する書類等を提出する場合において、当該書類等が宇都宮市長を経由するものであるときは、これらの規定にかかわらず、当該書類等の提出部数は、一部とする。

医 歯 薬 畜 雑 畜 栄 診 理 作 事	そ
-----------------------	---

報 告 書

師	師	師	師	師	者	士	師	士	士	員	の	計
科	医	劑	護	看	護	養	療	学	業	務	他	
師	師	師	師	師	者	士	師	士	士	員	人	人

也

医	齒	藥	看	准	看	榮	診	臨	理	作	齒	事	そ	計
師	科	劑	護	看	護	養	療	床	学	業	科	務	の	計
師	医	師	師	師	者	士	放	檢	療	療	衛	員	他	人
							射	査	法	法	生			人
							線	技	士	士	士			人
							技	師	士	士	員			人
							師							人

也

8 建物の構造 概要 〔平面図は別に添え、各室の用途を示し、精神病室、結核病室又は療養病床に係る病室があるときは明示すること。〕	構 造	造 階建	延床面積	m ²
	主要構造部の耐火構造	有	無	

也

8 建物の構造 概要 〔平面図は別に添え、各室の用途及び面積を示し、精神病室、結核病室又は療養病床に係る	構 造	棟	造 階建	延べ床面積	m ²
		棟	造 階建	延べ床面積	m ²
		棟	造 階建	延べ床面積	m ²
		棟	造 階建	延べ床面積	m ²

也

病室がある ときは明示 すること。	主要構造部 の耐火構造	有	無

区 分	室 等 の 面 積
廊 下	m ²
ホ ー ル	m ²
待 合 室	m ²
便 所	m ²
院 長 室	m ²
事 務 室	m ²
医 局	m ²
会 議 室	m ²
講 義 室	m ²
図 書 室	m ²
宿 直 室	m ²
洗 濯 室	m ²
ボイラー室	m ²

セ

区 分	室 等 の 面 積		
	棟	棟	棟
廊 下	m ²	m ²	m ²
ホ ー ル	m ²	m ²	m ²
待 合 室	m ²	m ²	m ²
便 所	m ²	m ²	m ²
院 長 室	m ²	m ²	m ²
事 務 室	m ²	m ²	m ²

医 局	m ²	m ²	m ²
会 議 室	m ²	m ²	m ²
講 義 室	m ²	m ²	m ²
図 書 室	m ²	m ²	m ²
宿 直 室	m ²	m ²	m ²
洗 濯 室	m ²	m ²	m ²
ボイラー室	m ²	m ²	m ²

ㄱ

防じん設備	防火設備
有 無	有 無

ㄴ

防じん設備	防火設備

ㄷ 「消毒方法」 ㄹ 「消毒の方法」

消火用機械 又は器具	有 無
---------------	-----

ㄹ

消火用機械 又は器具	
---------------	--

ㄺ

ㄻ

ㄼ

医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	看 護 師	准 看 護 師	看 護 補 助 者	栄 養 士	診 療 放 射 線 技 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	事 務 員	そ の 他	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

ㄽ

医 科	歯 科	薬 劑	看 護	准 看 護	看 護 補 助	栄 養	診 療 放 射	臨 床 検	理 学 療	作 業 療	歯 科 衛	事 務	そ の 計
--------	--------	--------	--------	-------------	------------------	--------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	-------------

医 師	医 師	師	護 師	助 者	士	線 技 師	査 技 師	法 士	法 士	生 士	員	他	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

延床面積 m²

延べ床面積 m² 延床面積
 延床面積

7 助産所については、嘱託医師の住所及び氏名 〔承諾書及び免許証の写しを添付すること。〕	
---	--

を

7 助産所については、嘱託医師の住所及び氏名並びに嘱託する病院又は診療所の所在地及び名称 〔嘱託した旨の書類等を添付すること。〕	嘱託医師	住 所	
		氏 名	
	嘱託する病院又は診療所	所在地	
		名 称	

に改

める。
 第八号様式

9 敷地の面積 〔平面図、敷地周囲の見取図は別に添えること。〕		m ²
------------------------------------	--	----------------

を

9 薬剤師が勤務するときは、その氏名	
10 敷地の面積 〔平面図、敷地周囲の見取図は別に添えること。〕	m ²

に

「10 建物の構造概要」及び「11 建物の構造概要」並びに「延床面積 m²」及び「延べ床面積 m²」並びに「11 管理部門」及び「12 管理部門」並びに「12 診療部門」及び「13 診療部門」

防じん設備	防火設備
有 無	有 無

防じん設備	防火設備

並びに「13 入院部門」及び「14 入院部門」並びに「14 給食部門」及び「15 給食部門」並びに「15 開設年月日」及び「16 開設年月日」を定める。

第九号様式

15 嘱託医師の住所及び氏名 〔承諾書及び免許証の写しを添付すること。〕		

15 嘱託医師の住所及び氏名並びに嘱託する病院又は診療所の所在地及び名称 〔嘱託した旨の書類等を添付すること。〕	嘱託医師	住所	
		氏名	
	嘱託する病院又は診療所	所在地	
		名称	

を定める。

第十号様式

5 休止予定期間	
----------	--

5 休止予定期間	
6 備考	

を定める。

第11回申請者「氏名」
 「失そう」や「失踪」し「失そう宣告を」や「失踪宣告を」し
 「氏名」
 「開設者との関係」

4 死亡（失そう宣告）年月日	
----------------	--

4 死亡（失踪宣告）年月日	
---------------	--

5 備考	
------	--

ぬる。

第10回申請者

4 病床数	
〔診療所の場合は記入不要〕	

第11回申請者

4 病床数	
〔病床を有しない診療所の場合は、記入不要〕	

7 専属の薬剤師を置かない理由	
-----------------	--

7 外来処方箋の取扱数	
-------------	--

8 院外処方の実施の有無	有 ・ 無
--------------	-------

9 専属の薬剤師を置かない理由	
-----------------	--

備考 前年1年間を通じて最も多く処方した医薬品の名称及び当該医薬品の効能等が記載された文書等の写しを添付すること。

ぬる。

第11回申請者

6 建物の構造設備の概要	
〔平面図及び附近の見取図を添付すること。〕	

6 建物の構造設備の概要	
--------------	--

〔 平面図及び付近の見取図を添付すること。 〕

に添

備考 申請者による自主検査を実施した場合は、付表を添付すること。

※ 医療従事者の資格を有すること。

付表 検査結果の届出事項

1	病院（診療所、助産所）の名称			
2	自主検査によることができる理由（該当する項目の□を■で表示すること。）	<input type="checkbox"/> (1) 病室、手術室又は診療放射線に関する構造設備以外の構造設備の内容の変更 <input type="checkbox"/> (2) 法及び規則に規定する構造設備基準に抵触しない範囲の変更 <input type="checkbox"/> (3) 開設者の変更に伴うもの		
3	検査実施者	役職名		
		氏名		
4	検査立会者	役職名		
		氏名		
5	自主検査実施年月日	年	月	日
6	検査実施項目及び検査結果（2(1)に該当する場合に記載すること。）	構造設備名	検査内容	適否
				適・否
				適・否
				適・否
7	確認事項（2(2)又は(3)に該当する場合は、確認した事項の□を■で表示すること。）	<input type="checkbox"/> 検査対象となる構造設備が法第7条第1項又は第2項の許可に係る内容と相違ないこと。 <input type="checkbox"/> 法及び規則に規定する構造設備基準を満たし、実際に使用可能な状態にあること。		

紙11十1 申請書 5 診療用エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要」 4 「5 エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要」 1

	診療室の標識	有	・	無	4
--	--------	---	---	---	---

	診療室の標識	有	・	無
--	--------	---	---	---

7 エックス線診療室での診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の使用	診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の使用の有無	有 ・ 無	」
	診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の用途		

「7 エックス線診療室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要」や「8 エックス線装置及びエックス線診療室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要」を

「4 使用室の画壁の外側等の放射線線量測定結果報告書の写しを添付すること。」を

「4 使用室の画壁等の外側の放射線線量測定結果報告書の写しを添付すること。」

5 「エックス線診療に関する経歴」欄には、次の事項を記入すること。

(1) 医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の最終学歴及び卒業年月日 を

(2) 免許証番号及び免許取得年月日

(3) 就職年月日（放射線関係科配属年月日）

線11十11025455

4 備 付 年 月 日 を

4 備 付 予 定 年 月 日 を

異動して使用する診療用高エネルギー放射線発生装置の保管場所等	保管場所		」
	閉鎖設備	有 ・ 無	

移動して使用する診療用高エネルギー放射線発生装置の保管場所等	保管場所		」
	閉鎖設備	有 ・ 無	

8 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室内でのエックス線装置の使用	エックス線装置の使用の有無	有 ・ 無	」
	エックス線装置の用途		

「8 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要」や「9 診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害の防止に関する予

防措置の概要」に

「4 使用室の画壁の外側等の放射線線量測定結果報告書の写しを添付すること。」を

「4 使用室の画壁等の外側の放射線線量測定結果報告書の写しを添付すること。

5 「放射線診療に関する経歴」欄には、次の事項を記入すること。

(1) 医師、歯科医師又は診療放射線技師の最終学歴及び卒業年月日

に添付し、回答書の次に添

(2) 免許証番号及び免許取得年月日

(3) 就職年月日（放射線関係科配属年月日）

」

に添付し、回答書の次に添

第22号の2様式(第2条関係)

年 月 日

栃木県 健康福祉センター所長 様

住 所
 管理者
 氏 名 ㊟

診療用粒子線照射装置備付届

次のとおり診療用粒子線照射装置を備えるので届け出ます。

1 病院又は診療所の名称及び 所在地		電話	
2 診療用 粒子線照 射装置に 関する事 項	製 作 者 名		
	型 式		
	定格出力	電 子 線	電子ボルト (MeV)
		エックス線	電子ボルト (MeV)
	台 数		台
3 診療用 粒子線照 射装置を 使用する 医師、歯 科医師又 は診療放 射線技師 の氏名及 び経歴	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴
4 備 付 予 定 年 月 日		年	月 日
5 予 定 使 用 開 始 時 期		年	月 日
6 診療用 粒子線照 射装置の 放射線障 害の防止 に関する	発生管容器の漏えい放射線量が利用線錐の放射線量の1,000分の1以下となるしやへい措置		有 ・ 無
	照射終了直後の不必要な放射線による被ばく防護措置		有 ・ 無

構造設備の概要	出入口の放射線発生時の自動表示装置		有	・	無	
	出入口開放時の放射線の発生を遮断するインターロック		有	・	無	
7 診療用 粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用室の場所					
	使用室の構造		耐火構造・不燃構造・その他 ()			
	使用	しやへい物 を設ける場所	しやへい物	構造、材料及び厚さ		
			天	井		
	防 護 物 の 概 要	周囲の画壁等	(東)			
			(西)			
			(南)			
			(北)			
	概 要	出入口の扉				
		その他の開口部				
	監視用モニター		有	・	無	
	操作室		有	・	無	
	画壁等の外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置		有	・	無	
	出入口の数		通常口	箇所・非常口	箇所	
	出入口の放射線発生時の自動表示装置		有	・	無	
	使用室の標識		有	・	無	
移動して使用する診療用粒子線照射装置の保管場所等	保管場所					
	閉鎖設備	有	・	無		
8 診療用 粒子線照射装置使	エックス線装置の使用の有無		有	・	無	

用室内でのエックス線装置の使用	エックス線装置の用途			
9 診療用粒子線照射装置及び診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者用	有 ・ 無	
		職員用	有 ・ 無	
	管 理 区 域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり	
		管理区域の敷地境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無	
		立入制限措置	有 ・ 無	
		管理区域の標識	有 ・ 無	
	敷 地 の 境 界 ・ そ の 他	敷地内居住区域及び敷地境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無	
		入院患者（放射線治療患者を除く。）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無	
		取扱者の被ばく防止器具等		
		取扱者の被ばく測定器具		

備考

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用粒子線照射装置使用室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 診療用粒子線照射装置使用室の詳細図は、照射方向、発生管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。
- 3 使用室の標識等の位置を1の平面図に記入すること。
- 4 使用室の画壁等の外側の放射線線量測定結果報告書の写しを添付すること。
- 5 「放射線診療に関する経歴」欄には、次の事項を記入すること。
 - (1) 医師、歯科医師又は診療放射線技師の最終学歴及び卒業年月日
 - (2) 免許証番号及び免許取得年月日
 - (3) 就職年月日（放射線関係科配属年月日）

紙11十川中巻紙中

4 備 付 年 月 日 也

4 備 付 予 定 年 月 日 也

貯蔵容器・運搬容器		貯蔵容器	運搬容器
	容器の外側1メートルの距離における実効線量率が、100マイクロシーベルト/時以下となる措置	有 ・ 無	有 ・ 無
	貯蔵容器・運搬容器の標識	有 ・ 無	有 ・ 無
	放射性同位元素の種類及び数量の表示	有 ・ 無	有 ・ 無

也

貯蔵容器・運搬容器		貯 蔵 容 器	運 搬 容 器
	容器の外側1メートルの距離における実効線量率が、100マイクロシーベルト/時以下となる措置	有 ・ 無	有 ・ 無
	貯蔵容器・運搬容器の標識	有 ・ 無	有 ・ 無
	放射性同位元素の種類及び数量の表示	有 ・ 無	有 ・ 無

也

10 診療用放射線照射装置使用室でのエックス線装置の使用	エックス線装置の使用の有無		有 ・ 無
	エックス線装置の用途		
11 診療用放射線照射装置の使用場所等	エックス線診療室	使用の有無	有 ・ 無
		用途	
	診療用放射性同位元素使用室	使用の有無	有 ・ 無
		用途	
	陽電子断層撮影	使用の有無	有 ・ 無

診療用放射性同位元素使用室	用 途

「10 診療用放射線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要」や「12 診療用放射線照射装置及び診療用放射線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要」を

「4 使用室の画壁の外側等の放射線線量測定結果報告書の写しを添付すること。」を

「4 使用室の画壁等の外側の放射線線量測定結果報告書の写しを添付すること。

5 「放射線診療に関する経歴」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 医師、歯科医師又は診療放射線技師の最終学歴及び卒業年月日
- (2) 免許証番号及び免許取得年月日
- (3) 就職年月日（放射線関係科配属年月日）

線11十区申遷保申 4 備 付 年 月 日

4 備 付 予 定 年 月 日

貯蔵容器・ 運搬容器		貯 蔵 容 器	運 搬 容 器
	容器の外側1メートルの距離における実効線量率が100マイクロシーベルト/時以下となる措置	有 ・ 無	有 ・ 無
	貯蔵容器・運搬容器の標識	有 ・ 無	有 ・ 無
	放射性同位元素の種類及び数量の表示	有 ・ 無	有 ・ 無

貯蔵容器・ 運搬容器		貯 蔵 容 器	運 搬 容 器
	容器の外側1メートルの距離における実効線量率が100マイクロシーベルト/時以下となる措置	有 ・ 無	有 ・ 無
	貯蔵容器・運搬容器の標識	有 ・ 無	有 ・ 無
	放射性同位元素の種類及び数量の表示	有 ・ 無	有 ・ 無
9 診療用放射線照射器具使用室での	エックス線装置の使用の有無	有 ・ 無	

エックス線装置の使用	エックス線装置の用途		
10 診療用放射線照射器具の使用場所等	エックス線診療室	使用の有無	有 ・ 無
		用途	
	診療用放射性同位元素使用室	使用の有無	有 ・ 無
		用途	
	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室	使用の有無	有 ・ 無
		用途	

「9 診療用放射線照射器具使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要」および「11 診療用放射線照射器具使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要」に添付する書類の様式を添付する。

備考

- 1 放射性同位元素の物理的半減期が30日以下のものを備える場合の「2 診療用放射線照射器具に関する事項」欄は、その年に使用を予定する診療用放射線照射器具について記入すること。
- 2 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射線照射器具使用室、治療病室及び貯蔵室の平面図及び側面図を添付すること。
- 3 診療用放射線照射器具使用室、治療病室及び貯蔵室の詳細図は、それぞれ線源から天井、床及び周囲の画壁外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。
- 4 使用室の標識等の位置を2の平面図に記入すること。
- 5 使用室等の画壁等の外側の放射線線量測定結果報告書の写しを添付すること。
- 6 「放射線診療に関する経歴」欄には、次の事項を記入すること。
 - (1) 医師、歯科医師又は診療放射線技師の最終学歴及び卒業年月日
 - (2) 免許証番号及び免許取得年月日
 - (3) 就職年月日（放射線関係科配属年月日）

「4 使用室の画壁の外側等の放射線線量測定結果報告書の写しを添付すること。」と。

「放射線診療に関する経歴」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 医師、歯科医師又は診療放射線技師の最終学歴及び卒業年月日
- (2) 免許証番号及び免許取得年月日
- (3) 就職年月日（放射線関係科配属年月日）

「診療用放射性同位元素備付届」と「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届」

を備えること。また、「2 年間に使用を予定する診療用放射性同位元素に関する事項」と「2 年間に使用を予定する診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）に関する事項」

3月間の最大貯蔵予定数量

3月間の最大使用予定数量

「3 診療用放射性同位元素を

使用する医師又は歯科医師の氏名及び経歴」と「3 診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を使用する医師又は歯科医師の氏名及び経歴」

4 備付年月日

4 備 付 予 定 年 月 日

「6 診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要」

「6 診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要」
 「7 診療用放射性同位元素治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要」
 「7 診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要」
 「8 診療用放射性同位元素貯蔵施設及び運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要」
 「8 診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）貯蔵施設及び運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要」
 「9 診療用放射性同位元素廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要」
 「9 診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要」

保 管 廃 棄 設 備	外部と区画された構造	有	・	無	
	保管廃棄設備の外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置	有	・	無	
	閉鎖設備又は器具	有	・	無	
	保管 廃棄 容 器	耐漏気性・耐漏水性・耐浸透性	有	・	無
		耐火性	有	・	無
		容器の標識	有	・	無
	保管廃棄設備の標識	有	・	無	

保 管 廃 棄 設 備	外部と区画された構造	有	・	無	
	保管廃棄設備の外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置	有	・	無	
	閉鎖設備又は器具	有	・	無	
	保管 廃棄 容 器	耐漏気性・耐漏水性・耐浸透性	有	・	無
		耐火性	有	・	無
		容器の標識	有	・	無
	保管廃棄設備の標識	有	・	無	
10 診療用放射性同位元素	エックス線装置の使用の有無	有	・	無	

(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)使用室でのエックス線装置の使用	エックス線装置の用途		〇
11 診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)使用室での診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の使用	診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の用途	有 ・ 無	

「10 診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要」や「12 診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要」に添付する図表は、標準的な形式のものとする。

備考

- 1 病院又は診療所の配置図及び平面図を添付すること。
- 2 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)使用施設(準備室、使用室、待機室、治療病室、貯蔵室及び廃棄物保管室)の平面図及び側面図を添付すること。
- 3 診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)使用室、廃水処理施設及び廃棄施設等の詳細図を添付すること。
- 4 貯留槽及び希釈槽の詳細図を添付すること。
- 5 排風機及び廃棄浄化装置の詳細図を添付すること。
- 6 給水及び排水並びに給気及び排気の経路図を添付すること。
- 7 使用室の画壁等の外側の放射線線量測定結果報告書の写しを添付すること。
- 8 使用室の標識等の位置を示した平面図を添付すること。(2の平面図に記入した場合は、添付不要)
- 9 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第4条の2第2項に規定する申請書及び同法第9条第1項に規定する許可証の写し(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の保管廃棄を行う医療機関に限る。)を添付すること。
- 10 「放射線診療に関する経歴」欄には、次の事項を記入すること。
 - (1) 医師又は歯科医師の最終学歴及び卒業年月日
 - (2) 免許証番号及び免許取得年月日
 - (3) 就職年月日(放射線関係科配属年月日)

届出に添付する「診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素 翌年使用予定届」

「診療用放射線照射器具
診療用放射性同位元素 翌年使用予定届 じ 「診療用放射性同位元素）」を「診療用放射
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
」
性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）」じ 「設備されている」を「装備されている」に改め
る。
第二十七号様式及び第二十八号様式中「従事職員」を「従事職員等」に改め、同様式の次に次の1様式を加
える。

第28号の2様式（第2条関係）

年 月 日

栃木県 健康福祉センター所長 様

住 所
管理者
氏 名

㊞

診療用粒子線照射装置に関する変更届

次のとおり診療用粒子線照射装置（使用室、従事職員等）を変更するので届け出ます。

1 病院又は診療所の名称及び 所在地	
2 変更しようとする理由及び 年月日	
3 変更しようとする事項 変 更 前 変 更 後	

備考

使用室の変更の場合は、室の平面図及び側面図を添えること。

第二十九号様式中「従事職員」を「従事職員等」に改める。

第三十号様式中「従事職員」を「従事職員等」と、「及び貯蔵施設」を「貯蔵施設及び治療病室」に改める。

第三十号の二様式中「使用室・従事職員」を「使用室、従事職員等」に改める。

第三十一号様式中「診療用放射性同位元素に関する変更届」を

「診療用放射性同位元素に関する変更届」に改め、「診療用放射性同位元素（この次に「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」とする）」を「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」とし、「従事職員」を「従事職員等」と、「使用室、貯蔵施設及び」を「準備室、使用室、待機室、治療病室、貯蔵室及び」に改める。

第三十二号様式の次に次の一様式を加える。

第33号の2様式（第2条関係）

年 月 日

栃木県 健康福祉センター所長 様

住 所
管理者
氏 名

㊞

診療用粒子線照射装置廃止届

次のとおり診療用粒子線照射装置を廃止したので届け出ます。

1 病院又は診療所の名称及び 所在地							
2 線 廃 照 止 射 し 装 置 を 置 た 診 療 用 粒 子	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 808 517 958">製 作 者 名</td> <td data-bbox="517 808 1425 958"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 958 517 1104">型 式</td> <td data-bbox="517 958 1425 1104"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1104 517 1245">廃止した理由及び年月日</td> <td data-bbox="517 1104 1425 1245"></td> </tr> </table>	製 作 者 名		型 式		廃止した理由及び年月日	
製 作 者 名							
型 式							
廃止した理由及び年月日							
3 診療用粒子線照射装置廃止 後の使用室の用途							

第三十六号様式中「診療用放射性同位元素廃止届」を「診療用放射性同位元素 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 廃止届」に、「診療用放射性同位元素を」を「診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を」に改める。

第三十七号様式中「診療用放射性同位元素廃止後の措置届」を「診療用放射性同位元素 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 廃止後の措置届」に、「診療用放射性同位元素に」を「診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）に」に改める。

第四十六号の様式中「(1) 役員変更を行つた総会（理事会）の議事録の写し (2) 新たに就任した役員 of 就任承諾書及び履歴書」を「(1) 役員変更を行つた社員総会（財団医療法人にあつては、評議員会）の議事録の写し (2) 理事長を選任した理事会の議事録の写し (3) 新たに就任した役員 of 就任承諾書及び履歴書 (4) 新たに就任した役員が開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務する場合は、当該営利法人との取引内容が確認できる書類（契約書等）」に改める。

第四十七号の様式中「総会（理事会）」を「社員総会（財団医療法人にあつては、評議員会）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
2 この規則の施行前に改正前の栃木県医療法施行細則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するもの限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

栃木県規則第二十二号

栃木県医師研修資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県医師研修資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県医師研修資金等貸与条例施行規則（平成十七年栃木県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栃木県医師修学資金貸与条例施行規則

第一条中「栃木県医師研修資金等貸与条例」を「栃木県医師修学資金貸与条例」に改める。

第二条中「第二条第七号」を「第二条第六号」に、「別表に掲げるもの」を「災害拠点病院又はへき地医療拠点病院として知事が指定する病院であつて公的医療機関以外のものその他知事が別に定める病院」に改める。

第三条中「研修資金等貸与申請書」を「修学資金貸与申請書」に改め、同条ただし書及び第四号を削る。

第六条の見出しを「（修学資金の交付）」に改め、同条中「栃木県医師研修資金及び修学資金」を「栃木県医師修学資金」に、「研修資金等」を「修学資金」に、「第三条第三項」を「第三条第二項」に改める。

第七条の見出しを「（退学届出等）」に改め、同条第一項第一号を削り、同項第二号中「別記様式第六号の一」を「別記様式第六号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中「別記様式第七号の一」を「別記様式第七号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同条第二項中「研修資金等の」を「修学資金の」に、「研修資金等貸与辞退届」を「修学資金貸与辞退届」に改める。

第八条中「（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「研修資金等」を「修学資金」に、「同条第二項の」を「同項の」に、「復学し、又は専門研修に復帰した」を「復学した」に改める。

第九条中「研修資金等借用証書」を「修学資金借用証書」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削る。

第十条第一項中「研修資金等の」を「修学資金の」に、「研修資金等返還猶予申請書」を「修学資金返還猶予申請書」に改め、同項第一号中「専門研修を受け、又は」を削り、「若しくは大学院医学課程」を「（条例

第二条第五号に規定する大学医学課程をいう。)」に改め、同項第二号中「この号において」を削り、同項第四号中「第十条第六号」を「第十条第五号」に、「研修資金等」を「修学資金」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「から第五号までに掲げる」を「に掲げる」に、「同条第三号から第五号まで」を「同号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 条例第十条第四号に掲げる場合 専門研修（条例第二条第三号に規定する専門研修をいう。以下同じ。）を受けていることを証する書類

第十条第二項中「研修資金等」を「修学資金」に改める。

第十一条中「研修資金等」を「修学資金」に、「第三条第三項」を「第三条第二項」に改める。

第十二条中「できる研修資金等」を「できる修学資金」に改め、同条第一号中「研修資金等」を「修学資金」に改め、同条第二号中「研修資金等」を「修学資金」に、「（大学医学課程を対象とする修学資金にあつては、当該修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間）」を「の二分の三に相当する期間」に改める。

第十三条第一項中「研修資金等の」を「修学資金の」に、「研修資金等返還免除申請書」を「修学資金返還免除申請書」に改め、同条第二項中「研修資金等」を「修学資金」に改める。

第十六条中「研修資金等」を「修学資金」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条の見出しを「（離職届出）」に改め、同条中「から第五号まで」及び「（原の職員として業務に従事している者を除く。）」を削り、「次の各号のいずれかに該当する」を「業務に従事しなくなった」に、「当該各号に掲げる届出書等」を「離職届（別記様式第十六号）」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条を第十六条とする。

第十四条の見出しを「（書類の提出）」に改め、同条中「研修資金等」を「修学資金」に、「専門研修の結果」を「成績証明書」に、「事項に関し報告」を「書類の提出」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（研修先変更届出等）

第十五条 条例第十条第二号又は第四号の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている者（県の職員として臨床研修を受けている者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書等により知事に届け出なければならない。

一 臨床研修又は専門研修の研修先を変更した場合（次号に該当する場合を除く。） 研修先変更届（別記様式第十四号）及び研修を受けていることを証する書類

二 臨床研修又は専門研修を中止し、若しくは休止し、又は県外の医療機関で受けることとなった場合 研修中止等届（別記様式第十五号）

別表を削る。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号(第3条関係)

修学資金貸与申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

栃木県医師修学資金の貸与を受けたいので、栃木県医師修学資金貸与条例第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 貸与を申請する栃木県医師修学資金の区分（該当するものを○で囲むこと。）

- (1) 大学医学課程を対象とする栃木県医師修学資金
- (2) 知事が指定する大学医学課程を対象とする栃木県医師修学資金

2 貸与申請額 月額（年額） 円
入学金に相当する額 円

3 貸与申請期間 年 月から 年 月まで（ 年度分）

4 振込口座番号 銀行 支店

口座番号
（ふりがな）
口座名義人

5 大学名

6 専攻科目名（将来の進路とする診療科）

別記様式第14号(第15条関係)

研 修 先 変 更 届

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号
住 所
氏 名
電話番号

㊟

次のとおり研修先を変更したので届け出ます。

- 1 変更年月日 年 月 日
- 2 新研修先 所在地
病院名
電話番号
- 3 旧研修先 所在地
病院名
電話番号

別記様式第15号（第15条関係）

研 修 中 止 等 届

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号

住 所

氏 名

電話番号

㊟

次のとおり研修を中止（休止）し、又は県外の医療機関で受けることとなったので届け出ます。

1 中止等年月日 年 月 日

2 理 由

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の栃木県医師研修資金等貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に栃木県医師研修資金等貸与条例の一部を改正する条例（平成二十五年栃木県条例第四十一号。以下「改正条例」という。）による改正後の栃木県医師修学資金貸与条例（平成十七年栃木県条例第八十三号）の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者について適用し、同日前に改正条例による改正前の栃木県医師研修資金等貸与条例の規定により栃木県医師研修資金を貸与する旨の契約を結んだ者及び同条例の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者については、なお従前の例による。

(医事厚生課)